# 記入例

# 賃金引上げ計画書 申請に係る誓約事項

賃金引上げ計画書を申請するにあたり、下記について誓約します。

1	賃金引上げ計画書に虚偽記載がない。	はい
2	次の1~4のいずれかに該当する中小企業者である。  1 製造業、その他業種資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人※ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ製造業及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下2 卸売業資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人3 サービス業資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社及は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人※旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下4 小売業資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人	はい
3	次の1、2のいずれかに該当する小規模企業者である。  1 製造業、その他業種 常時使用する従業員の数が20人以下の会社及び個人  2 卸売業・サービス業・小売業 常時使用する従業員の数が5人以下の会社及び個人	はい
4	大企業が実質的に経営に参画していない。	はい
5	中小企業団体等、創業予定者、中小企業グループでない。	はい
6	基準日現在で、引き続く事業期間が1年に満たない者(未決算法人、未決算個人事業者含む)でない。	はい
7	常時使用する従業員が1名以上いる。 (役員のみの法人ではない。従業員のいない個人事業者ではない。)	はい
8	申請に必要な書類をすべて提出できる。	はい
9	助成事業実施場所に従業員が所属している。	はい
10	助成事業実施場所はバーチャルオフィスでない。	はい
11	以下の要件を全て満たす賃金引上げ計画を策定し、実行する。  1 賃金引上げ計画期間において支払う給与支給総額を、基準日が属する月の前月から 遡る12か月間で全従業員(役員は除き、非常勤を含む)に支払った給与等(賃金台帳に記載の支給額)(以下「基準給与支給総額」という。)に1.02を乗じた額(以下「目標給与支 給総額」という。)以上に増加させること。  2 助成事業実施場所内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること	はい
12	基準日が属する月の前月において、助成事業実施場所内最低賃金が法令上の地域別最 低賃金以上である。	はい
13	賃金引上げ計画期間が終了するとき(それより前に賃金引上げ計画が完了する場合はその完了時)まで、申請要件および賃金引上げ要件を引き続き満たす。	はい
14	募集要項「7 賃金引上げ計画」記載のとおり、賃金引上げ要件適用後の助成率が適用されない場合があることを理解した。	はい
15	募集要項記載の「助成金交付決定の取消しおよび助成金の返還」に基づき、交付決定の 取消し又は助成金の返還請求がなされる場合があることを理解した。	はい

提出日	令和7年5月2日
事業者名称	株式会社〇〇
代表者氏名	東京 太郎

# 申請者情報(申請時点)

# 1. 申請者の概要

資本金	10,000,000	円	業種	大分類	製造業その他	中分類	情報サービス業
-----	------------	---	----	-----	--------	-----	---------

3	人
	人
	人
	人
	人
	人
3	人

	事業所名	所在地	役員	数	常時使用 従業員	用する 負数
車	(助成事業の実施場所) 本社	東京都●●区△△1−1	1	人	3	人
事業所				人		人
別所				人		人
属者数				人		人
奴	その他事業所 (上記事業所以外に所属する役員	数・従業員数を合算し、入力してください)		人		人
		合計	1	人	3	人

# 賃金引上げ計画

## I. 給与支給総額

<賃金引上げ要件>

賃金引上げ計画期間において支払う給与支給総額を、基準日が属する月の前月から遡る12か月間で常時使用する従業員に支払った給与等(賃金台帳に記載の支給額)(以下「基準給与支給総額」という。)に

- 1. 02を乗じた額(以下「目標給与支給総額」という。)以上に増加させること。
- ※ 賃金引上げ計画期間:助成事業完了日の属する月の翌月から起算した最大12か月間
- ※ 基準期間:基準日の属する月の前月から遡った12か月間

#### 1. 目標設定

「2. 基準期間の給与支給総額」に入力すると自動入力されます。

賃金引上げ計画期間の常時使用する従業員の給与支給総額を、下記の目標値以上とする必要があります。

基準期		賃金引上げ計画期間		
基準給与支給総額		増加率	⇒	目標給与支給総額
9,018,000 円	×	2.0%		9,198,360 円

#### 2. 基準期間の給与支給総額

「給与等」とは、賃金台帳に記載の差引支給額です。「給与支給総額」とは、対象者の給与等の合計となります。 入力対象者は、基準期間における常時使用する従業員となります。

算出元となったすべての常時使用する従業員の賃金台帳の写しをご提出いただく必要があります。

#### 参考: 当申請時点の常時使用する従業員数(「申請者情報」シート入力内容) ⇒ 3 名

基準期間の給与支給総額 (基準給与支給総額)	9,018,000 円	基準期間における 常時使用する従業員数 (提出する賃金台帳数)	3名分
---------------------------	-------------	---------------------------------------	-----

No	常時使用する従業員 氏名	賃金台帳に記載の差引支給額 (令和6年4月 ~令和7年3月分の合計)
1	00 00	2,250,000 円
2	$\Delta\Delta$ $\Delta\Delta$	2,982,000 円
3	00 00	3,786,000 円
4		
5		
6	人数に応じ、印刷範囲を広げてください。	
7		
8		
9		
10		

# 賃金引上げ計画

### Ⅱ. 助成事業実施場所内最低賃金

助成事業実施場所内で従事する従業員のみが対象となります。

く賃金引上げ要件>

助成事業実施場所内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にすること

#### 1. 申請時点の地域別最低賃金

申請書に記載の「助成事業の実施場所」と一致させてください。

助成事業実施場所(所在地)		地域別最低賃金(申請時)
東京都	⇒	1,163 円

### 2. 申請時点の助成事業実施場所内最低賃金

「助成事業実施場所内最低賃金」とは、助成事業実施場所で働く従業員に適用する時給額(月給制などの場合は時給換算した額)のうち最も低い額です。

以下の厚生労働省ホームページを参照し、時間額に換算して入力してください。

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/point/page\_point\_check.html

助成事業実施場所内最低賃金額 (基準日が属する月の前月)	
1,500円	

※ 申請時点では、地域別最低賃金+30円以上の水準である必要はありません。 賃金引上げ計画達成報告時に、地域別最低賃金+30円以上の水準である必要があります。 地域別最低賃金は改定されるため、賃金引上げ計画達成報告時のものと比較する必要があります。

#### 3. 申請時点の助成事業実施場所内最低賃金者名簿

助成事業実施場所内最低賃金者に該当する方をすべて記載してください。

No	氏名	入社年月日	給与形態
1	00 00	2022年4月1日	月給
2			選択してください
3			選択してください
4		· / _ ^ _ ,	選択してください
5		- C(1:211)	選択してください
6			選択してください
7			選択してください
8			選択してください
9			選択してください
10			選択してください